

# 榛東村図書管理システム導入業務プロポーザル実施要項

## 1. 事業の目的

この実施要領は、榛東村図書管理システム導入業務（以下「本業務」という。）の契約相手方を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

## 2. 業務委託の概要

### (1) 業務名

榛東村図書管理システム導入業務

### (2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日までとする。

### (3) 業務内容

榛東村図書管理システム導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### (4) 業務の目的

現在、貸出カードや紙台帳といったアナログな方法で管理している蔵書や利用者情報をデジタル化することで、住民がインターネットを通じて蔵書の有無や貸出状況の確認をできるようにすることに加えて、村内図書施設をネットワーク化し相互貸出を可能にすることで、住民の利便性及び図書施設利用率の向上を目指す。

### (5) 提案上限金額

金2,420,000円（消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）を含む。）

※上限額であり契約予定価格を示すものではない。

## 3. 契約相手方選定方法

公募型プロポーザル方式

## 4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続の開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続の開始申立てをしている者でないこと。
- (3) 榛東村入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (5) 平成31年4月から令和6年3月までの間に、国内地方公共団体における本業務と同種又は類似業務の受託実績を有していること。

## 5. スケジュール

※日程は、村の都合により変更する場合があります。

| 実施内容        | 実施期間又は期日     |
|-------------|--------------|
| 実施要項等の公表    | 令和6年6月14日（金） |
| 質問書の提出期限    | 令和6年6月26日（水） |
| 質問書の回答      | 令和6年7月1日（月）  |
| 参加申込書受付期限   | 令和6年7月10日（水） |
| 企画提案書提出期限   | 令和6年7月17日（水） |
| プレゼンテーション審査 | 令和6年7月24日（水） |
| 審査結果通知      | 令和6年7月29日（月） |

## 6. 参加申込み

「4. 参加資格」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。  
なお、参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

### (1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2／会社パンフレットも添付可）
- ③ 業務実績書（様式3）
- ④ 企画提案書（任意様式／表紙を除いて20ページ以内とする。）
  - ・企画提案書には業務スケジュール及び業務体制を記載すること。
  - ・体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。
- ⑤ 見積書（様式4）

### (2) 提出部数

提出書類は正本1部、副本6部を作成し提出すること。

### (3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、提出期限までの必着とし、郵送事故等について、村はその責めを負わない。

### (4) 提出期限

#### 【①、②及び③】

令和6年7月10日（水）まで

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

#### 【④及び⑤】

令和6年7月17日（水）まで

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

### (5) 提出先

370-3593

群馬県北群馬郡榛東村新井790番地1 榛東村役場

榛東村教育委員会事務局学校教育課 担当：石川

電話：0279-26-2762

FAX：0279-54-8225

## 7. 質問の受付及び回答

### (1) 受付方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式5）により令和6年6月26日（水）までに下記へメールで提出すること。

榛東村教育委員会事務局学校教育課 E-mail：g-kyoiku@vill.shinto.gunma.jp

### (2) 回答方法

令和6年7月1日（月）までに、村ホームページに掲載する。

## 8. プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、選定委員会においてプロポーザル審査基準（別紙1）に基づき次のとおり実施する。

### (1) 実施日

令和6年7月24日（水）

### (2) 実施場所

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に対し、別途通知する。

### (3) 提案時間

30分以内（30分を経過した場合は、直ちに終了する。）

### (4) 質疑応答

15分以内（ただし、時間を延長する場合がある。）

### (5) その他

パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法でプレゼンテーションを行う場合、村が準備したプロジェクター、スクリーン、プロジェクター用ケーブル及び電源を利用し、パソコンは提案者が用意すること。

なお、選考委員会が認めた場合は、WEBでの参加も可とする。

## 9. 審査結果通知

令和6年7月29日（月）までに、プレゼンテーションを行った全ての提案者にメールにて通知する。  
なお、結果に対する異議等は一切受け付けない。

## 10. 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

### (1) 「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 提案に当たり著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合

#### 1 1. 優先交渉者の選定

- (1) プレゼンテーション審査の最高得点提案者を優先交渉者（以下「交渉者」という。）として選定する。
- (2) 最高得点者となる提案者が2者以上のときは、選定委員会において交渉者を選定する。
- (3) 上位の提案者が辞退又は失格となった場合は、得点の高い提案者から順に交渉者とする。
- (4) いずれの提案者も、評価点の合計が満点の2分の1に満たない場合は、交渉者を選定しない。

#### 1 2. プロポーザル審査の中止等

やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場  
合がある。その場合において、本プロポーザルに要した全ての経費は村に請求できないものとする。

#### 1 3. 契約について

村は、決定した優先交渉者と協議し、提案内容を反映した仕様書に調整した後、契約を締結する。

#### 1 4. 問合せ先

本業務に関する問合せ先は、下記のとおりとする。

370-3593 群馬県北群馬郡榛東村新井790番地1 榛東村役場

榛東村教育委員会事務局学校教育課 担当：石川

電 話：0279-26-2762

FAX：0279-54-8225

E-mail：g-kyoiku@vill.shinto.gunma.jp

#### 1 5. その他

- (1) 提出期限を過ぎての書類の差し替え及び追加提出は認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 本プロポーザルに係る経費及び契約書の作成等に係る経費について、村は一切負担しない。
- (3) 本プロポーザルの内容に関わる情報の公開が求められた場合は、榛東村行政文書の公開に関する条例（平成13年榛東村条例第7号）の規定に基づき処理を行う。
- (4) 本プロポーザルへの参加を途中で辞退する場合は、速やかに辞退理由書（任意様式）を提出すること。